

## 平成24年度決算に基づく市町村等の健全化判断比率・資金不足比率(速報値)

- 県内40市町村で健全化判断比率が早期健全化基準以上となる団体は、前年度及び今年度ともに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率とも該当なし（財政再生基準以上も該当なし）。
- 公営企業会計の資金不足比率が経営健全化基準以上となる会計は2会計（2団体）で、前年度と比較すると、会計・団体数は6会計・4団体減少。

### 1 健全化判断比率の状況

#### ① 実質赤字比率

実質収支が赤字の団体はなし（23年度決算：1団体（鱒ヶ沢町））

※ 実質赤字比率：一般会計や一部の特別会計（以下、「一般会計等」という）について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除して表した指標である。

#### ② 連結実質赤字比率

連結実質収支が赤字の団体はなし（23年度決算：1団体（中泊町））

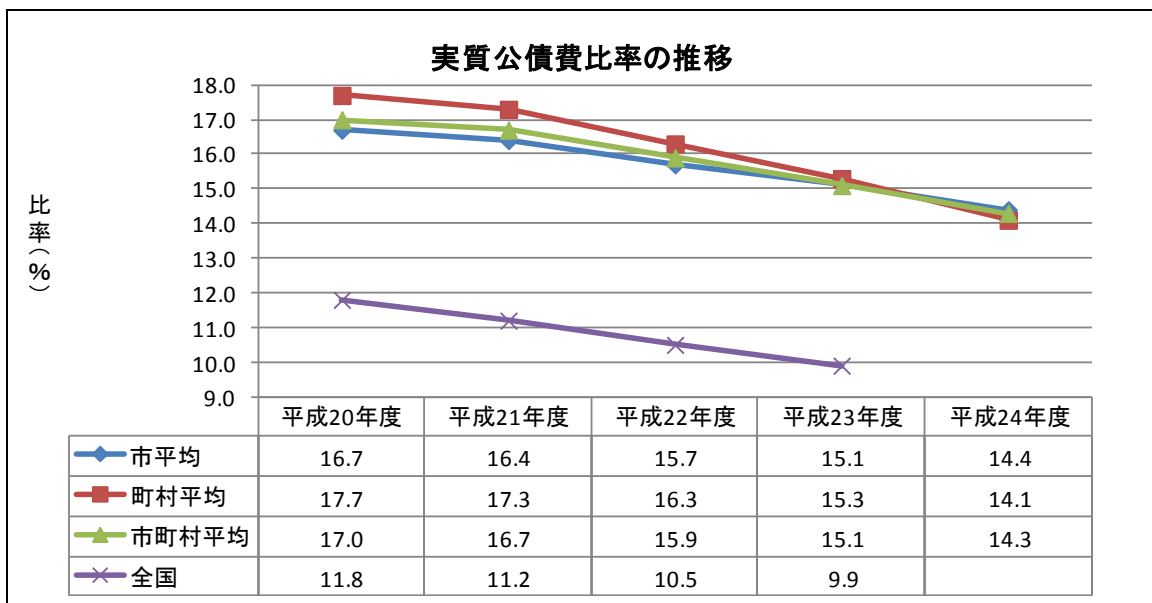
※ 連結実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等や水道事業会計等の公営企業会計など、すべての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体一法人としての歳出に対する歳入の不足額を、標準財政規模の額で除して表した指標である。

### ③ 実施公債費比率

前年度に引き続きすべての団体が早期健全化基準（25.0%）未満となっており、県内市町村全体の実質公債費比率（加重平均）は、14.3%（前年度15.1%）となっている。

※ 実質公債費比率：地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で除して表した指標である。

なお、実質公債費比率は、平成18年度から、地方債の発行が従来の許可制度から協議制度に移行したことに伴い導入された財政指標であるが、18%以上の団体は、地方債の発行に当たって引き続き許可が必要となり、本県では、7団体（前年度9団体）が18%以上となっている。



#### ④ 将来負担比率

前年度に引き続きすべての団体が早期健全化基準（350.0%）未満となっており、県内市町村全体の将来負担比率（加重平均）は、111.9%（前年度124.4%）となっている。

※ 将来負担比率：地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還にあてることができる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除して表した指標である。

なお、大鰐町については、平成20年度決算で将来負担比率が371.6%と早期健全化基準以上となり、財政健全化団体（平成33年度を終期とする財政健全化計画を策定済）となったものである。平成24年度の健全化判断比率は4指標とも早期健全化基準未満となっているものの、平成23年度に第三セクター等改革推進債を発行してリゾート開発関連の損失補償を履行したことにより、今後、実質公債費比率が早期健全化基準（25.0%）以上となる可能性があることから、引き続き財政健全化団体となっている。

県内市町村全体における将来負担比率の構成要素をみると、将来負担比率を引き上げる要素としては、地方債現在高、公営企業債等繰入見込額の占める割合が高く、比率を引き下げる要素としては、将来の普通交付税に算入される基準財政需要額算入見込額の占める割合が高い。

#### ○ 将来負担比率の構成要素の内訳（市町村全体）

（単位：百万円）

将来の負担となる額	24年度計	23年度計
将来の負担となる額	1,220,282	1,256,137
地方債の現在高	759,955	771,034
債務負担行為に基づく支出予定額	25,585	26,865
公営企業債等繰入見込額	293,944	307,666
組合等地方債現在高負担等見込額	34,344	36,837
退職手当負担見込額	101,678	106,714
設立法人の負債等負担見込額	1,896	1,851
土地開発公社	1,670	1,772
第三セクター等	226	79
連結実質赤字額	0	8
組合等連結実質赤字額負担見込額	2,880	5,162
負担減の要素		
充当可能基金	127,461	115,321
充当可能特定歳入	39,442	45,703
基準財政需要額算入見込額	694,193	695,530
充当可能財源等	861,096	856,554

将来負担額  
(市町村全体)  
359,186  
百万円  
～前年度～  
399,583  
百万円

↓

将来負担比率  
(市町村全体)  
111.9%  
～前年度～  
124.4%

## 2 資金不足比率の状況

県内市町村及び一部事務組合の経営する公営企業会計（145 会計）のうち、資金不足のある公営企業会計は7 会計（7 団体）あり、そのうち資金不足比率が経営健全化基準（20.0%）以上となる公営企業会計は2 会計（2 団体）となっている。

前年度と比較すると、資金不足比率が経営健全化基準以上だった2 会計（1 団体）を含む6 会計（4 団体）が資金不足を解消した。

※ 資金不足比率：公営企業会計における資金不足額について、公営企業の事業規模に対する割合を比率で表した指標である。

### ○ 資金不足のある公営企業 (単位:百万円、%)

団体名	会計名	事業区分	法適用区分	資金不足額		資金不足比率	
				23年度	23年度	23年度	23年度
青森市	自動車運送事業会計	交通事業	法適	338	354	15.9	16.0
弘前市	岩木観光施設事業特別会計	観光施設事業	法非適	352	484	1,083.2	1,430.8
八戸市	自動車運送事業会計	交通事業	法適	205	501	17.2	41.8
黒石市	温泉供給事業特別会計	観光施設事業	法非適	69	93	435.4	585.1
板柳町	国民健康保険板柳中央病院事業会計	病院事業	法適	96	188	12.3	24.3
一部事務組合下北医療センター	病院事業会計	病院事業	法適	1,674	3,155	14.6	28.2
北部上北広域事務組合	病院事業会計	病院事業	法適	444	863	19.7	41.6

### ○ 資金不足が解消された公営企業 (単位:百万円、%)

団体名	会計名	事業区分	法適用区分	資金不足額		資金不足比率	
				23年度	23年度	23年度	23年度
弘前市	病院事業会計	病院事業	法適	-	60	-	1.5
黒石市	病院事業会計	病院事業	法適	-	161	-	3.6
	下水道事業会計	下水道事業	法適	-	295	-	92.5
	観光施設事業特別会計	観光施設事業	法非適	-	112	-	5,082.1
深浦町	深浦地区簡易水道事業特別会計	簡易水道事業	法非適	-	1	-	0.8
大鰐町	病院事業会計	病院事業	法適	-	23	-	3.2

参考1

○ 平成24年度決算に基づく健全化判断比率の状況

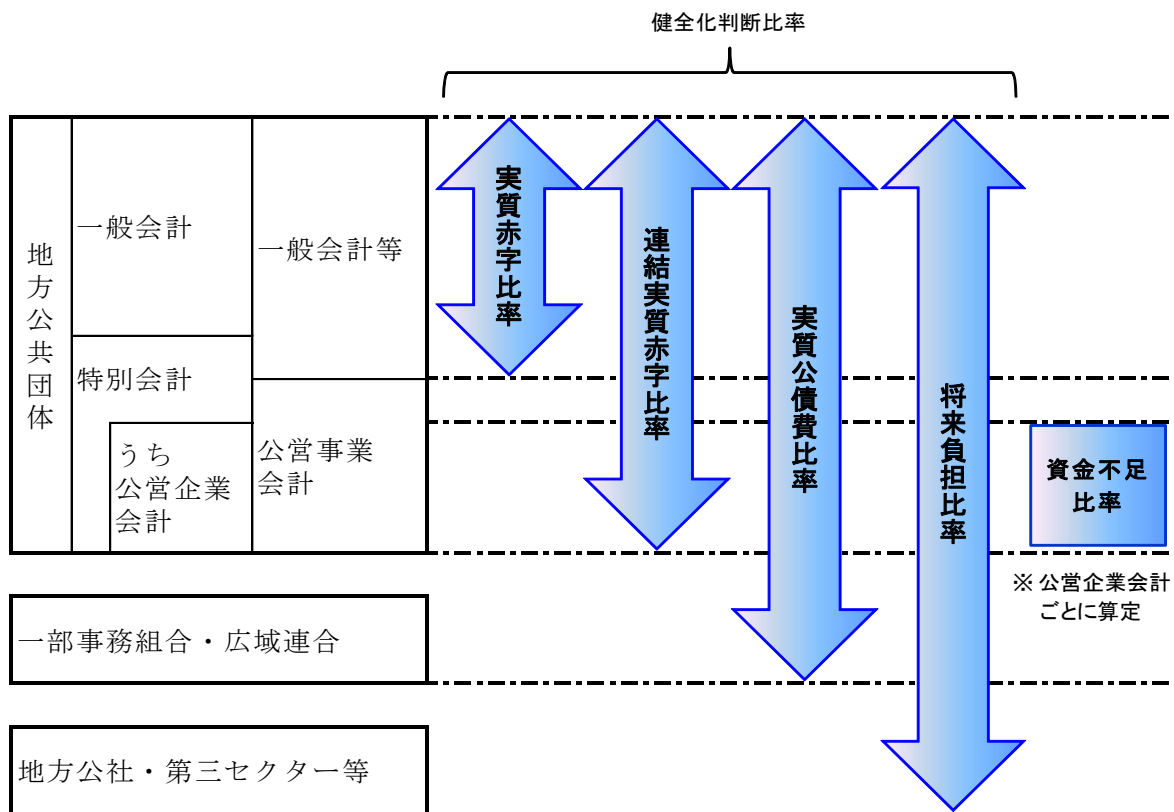
(単位:%)

団体名	実質赤字比率				連結実質赤字比率				実質公債費比率				将来負担比率			
	24年度	23年度	前年度増減	早期健全化基準	24年度	23年度	前年度増減	早期健全化基準	24年度	23年度	前年度増減	早期健全化基準	24年度	23年度	前年度増減	早期健全化基準
1 青森市	-	-	-	11.25	-	-	-	16.25	13.3	13.3	0.0	25.0	134.7	144.2	△ 9.5	350.0
2 弘前市	-	-	-	11.38	-	-	-	16.38	11.2	12.3	△ 1.1	25.0	63.4	88.7	△ 25.3	350.0
3 八戸市	-	-	-	11.25	-	-	-	16.25	15.1	15.6	△ 0.5	25.0	129.5	139.4	△ 9.9	350.0
4 黒石市	-	-	-	13.46	-	-	-	18.46	23.5	24.5	△ 1.0	25.0	184.4	185.6	△ 1.2	350.0
5 五所川原市	-	-	-	12.63	-	-	-	17.63	16.5	17.7	△ 1.2	25.0	142.8	145.4	△ 2.6	350.0
6 十和田市	-	-	-	12.56	-	-	-	17.56	13.4	14.5	△ 1.1	25.0	83.2	102.5	△ 19.3	350.0
7 三沢市	-	-	-	13.26	-	-	-	18.26	14.3	15.2	△ 0.9	25.0	111.3	125.9	△ 14.6	350.0
8 むつ市	-	-	-	12.60	-	-	-	17.60	18.7	19.1	△ 0.4	25.0	213.6	224.2	△ 10.6	350.0
9 つがる市	-	-	-	12.87	-	-	-	17.87	15.4	16.3	△ 0.9	25.0	163.7	168.9	△ 5.2	350.0
10 平川市	-	-	-	13.14	-	-	-	18.14	13.9	14.3	△ 0.4	25.0	20.2	41.9	△ 21.7	350.0
11 平内町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	12.2	13.3	△ 1.1	25.0	97.3	97.4	△ 0.1	350.0
12 今別町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	17.5	14.7	2.8	25.0	102.9	121.6	△ 18.7	350.0
13 蓬田村	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	10.2	13.0	△ 2.8	25.0	3.1	29.5	△ 26.4	350.0
14 外ヶ浜町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	13.6	15.3	△ 1.7	25.0	133.7	159.2	△ 25.5	350.0
15 鱒ヶ沢町	-	2.67	△ 2.67	15.00	-	-	-	20.00	21.3	23.9	△ 2.6	25.0	252.4	264.6	△ 12.2	350.0
16 深浦町	-	-	-	14.87	-	-	-	19.87	16.3	18.1	△ 1.8	25.0	107.7	113.7	△ 6.0	350.0
17 西目屋村	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	13.9	15.6	△ 1.7	25.0	-	-	-	350.0
18 藤崎町	-	-	-	14.98	-	-	-	19.98	15.2	16.8	△ 1.6	25.0	103.8	142.0	△ 38.2	350.0
19 大鰐町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	21.5	19.1	2.4	25.0	313.4	334.8	△ 21.4	350.0
20 田舎館村	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	19.6	21.0	△ 1.4	25.0	76.4	104.5	△ 28.1	350.0
21 板柳町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	14.1	15.6	△ 1.5	25.0	141.1	149.7	△ 8.6	350.0
22 鶴田町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	14.4	15.4	△ 1.0	25.0	177.3	171.0	6.3	350.0
23 中泊町	-	-	-	15.00	-	0.17	△ 0.17	20.00	14.3	15.2	△ 0.9	25.0	130.8	116.5	14.3	350.0
24 野辺地町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	8.5	8.9	△ 0.4	25.0	93.9	97.7	△ 3.8	350.0
25 七戸町	-	-	-	14.09	-	-	-	19.09	11.4	13.4	△ 2.0	25.0	74.0	83.0	△ 9.0	350.0
26 六戸町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	14.6	15.7	△ 1.1	25.0	48.3	66.0	△ 17.7	350.0
27 横浜町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	8.5	9.2	△ 0.7	25.0	22.2	50.1	△ 27.9	350.0
28 東北町	-	-	-	14.01	-	-	-	19.01	12.9	13.4	△ 0.5	25.0	111.5	130.8	△ 19.3	350.0
29 六ヶ所村	-	-	-	13.81	-	-	-	18.81	5.5	6.3	△ 0.8	25.0	-	-	-	350.0
30 おいらせ町	-	-	-	14.21	-	-	-	19.21	14.0	15.0	△ 1.0	25.0	75.5	94.7	△ 19.2	350.0
31 大間町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	13.1	14.2	△ 1.1	25.0	12.0	-	12.0	350.0
32 東通村	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	19.7	20.7	△ 1.0	25.0	55.8	66.5	△ 10.7	350.0
33 風間浦村	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	14.5	14.3	0.2	25.0	58.6	80.9	△ 22.3	350.0
34 佐井村	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	14.4	15.8	△ 1.4	25.0	22.2	47.9	△ 25.7	350.0
35 三戸町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	16.8	18.5	△ 1.7	25.0	123.2	130.8	△ 7.6	350.0
36 五戸町	-	-	-	14.26	-	-	-	19.26	18.0	19.7	△ 1.7	25.0	81.3	95.3	△ 14.0	350.0
37 田子町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	12.7	14.0	△ 1.3	25.0	72.4	104.7	△ 32.3	350.0
38 南部町	-	-	-	13.88	-	-	-	18.88	14.5	15.7	△ 1.2	25.0	32.2	45.0	△ 12.8	350.0
39 階上町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	13.7	14.2	△ 0.5	25.0	95.2	101.0	△ 5.8	350.0
40 新郷村	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	14.4	17.7	△ 3.3	25.0	80.2	108.6	△ 28.4	350.0
市計	-	-	-		-	-	-		14.4	15.1	△ 0.7	25.0	121.9	134.5	△ 12.6	350.0
町村計	-	-	-		-	-	-		14.1	15.3	△ 1.2	25.0	90.4	102.6	△ 12.2	350.0
合計	-	-	-		-	-	-		14.3	15.1	△ 0.8	25.0	111.9	124.4	△ 12.5	350.0

※実質公債費比率及び将来負担比率の市計、町村計及び合計は加重平均で算出した。

参考2

○ 健全化判断比率等の対象範囲等



※ 「資金不足比率」は、市町村のみならず、一部事務組合も算定する。